

発議第1号

豊後大野市議会委員会条例の一部改正について

豊後大野市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年 3月23日 提出

豊後大野市議会議長 佐藤辰己様

提出者 豊後大野市議会運営委員会
委員長 小野泰秀

提案理由

豊後大野市行政組織条例（平成23年豊後大野市条例第59号）の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市議会委員会条例の一部を改正する条例

豊後大野市議会委員会条例（平成 17 年豊後大野市条例第 269 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「、地域創生課」及び「、情報推進課」を削り、同項第 2 号中「人権推進同和対策課」を「人権・部落差別解消推進課」に改め、「社会福祉課」の次に「、子育て支援課」を加える。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。